

飯館村計画的避難区域指定に伴う 避難者の支援等に関する協定書

福島市と飯館村は、計画的避難区域指定に伴う避難者の支援等（以下「支援等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、計画的避難区域指定に伴う飯館村から福島市への避難者に対する支援等について必要な事項を定めるものとする。

（出張所の設置）

第2条 支援等を円滑に行うため、飯館村が設置する飯館村役場飯野出張所（以下「出張所」という。）については次に掲げるとおりとする。

（1）出張所は、福島市役所飯野支所内に開設する。

（2）飯野支所の使用料並びに機器及び備品の使用については、両自治体が協議し定めるものとする。

（経費の負担）

第3条 支援等に関する経費は、災害救助法及びその他の法令に定めるものを除き、原則として飯館村の負担とする。

（便宜の供与）

第4条 福島市は、この協定に基づく支援等が円滑に行われるよう、必要に応じ飯館村及び計画的避難区域指定に伴う飯館村から福島市への避難者に対する便宜の供与を行うものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又は、この協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年5月30日

福島市五老内町3番1号

福島市長 濱戸孝則



相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地の1

飯館村長 菅野典雄

